

平成 29 年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(平成 28 年度事業分)



平成 29 年 9 月
伊佐市教育委員会

目 次

1 は じ め に	2
2 基本的な考え方	3
3 点検及び評価の対象	3
(1) 教育委員の活動状況	
(2) 施策及び事務事業	
4 点検及び評価の方法	3 ～ 4
(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価	
(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価	
5 点検及び評価から公表までの流れ	4
6 点検・評価の公表	4
7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱	5
8 委 員 名 簿	6
9 内部評価及び外部評価委員会の意見	6 ～ 30
(1) 教育委員の活動	
Ⅰ 教育委員の活動状況	
Ⅱ 教育委員会活動評価・外部評価委員評価	
(2) 施策等（対象事業）	
10 前年度評価施策の振り返り	31 ～ 36
(参考) 教育振興基本計画における今後 5 年間に集中して取り組む施策(抜粋)	37

1 はじめに

伊佐市教育委員会は、「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」を基本目標に掲げ、基本方針である「伊佐のふるさと教育」を推進することとしています。

その推進に当たっては、ふるさと伊佐の自然や教育風土を生かし、厳しい社会の中でたくましく「生き抜く力」を備えた青少年の健全な育成に努めるとともに、教育は学齢期の児童生徒のみならず、幼児から高齢者までの市民一人ひとりが豊かな人生を築くために、あらゆる場所で学ぶ機会が必要であり、いわゆる生涯学習を進めることが重要になってきます。

平成 19 年 6 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）の一部が改正され、平成 20 年度から、すべての教育委員会は、「教育に関する事務の管理及び執行の状況及び評価」を行い、その結果を議会に報告し、公表することと規定されました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることも併せて規定されたところです。

伊佐市教育委員会では法の趣旨に則り、これまで以上に効果的な教育行政の推進と市民の皆さまへの説明責任を果たすため、昨年度（平成 28 年度）の主な事務事業について点検評価を実施し、報告書にまとめました。

教育委員会活動、施策等評価を行った対象事業について外部評価委員会の意見・評価を受け伊佐市教育委員会活動を進めて参ります。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 基本的な考え方

この点検及び評価を行うことにより、事務事業を主管する教育委員会が現状を把握・認識した上で、その目的達成のために具体的な改善を図ることを基本とする。併せて、外部委員の評価、議会への報告、市民への公表等を通じて、行政に求められる説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進することを目的とする。

3 点検及び評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

教育委員会の責任の所在や委員の非常勤体制等から形骸化しているとの批判が高まる中において、教育委員の活動を広く市民に公開し、教育委員会の活性化を図る目的で、教育委員の活動状況を自己点検、評価する。

(2) 施策及び事務事業

第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ策定した「伊佐市教育振興基本計画」のめざすべき姿の実現のための8つの方向性に基づき、5年間に集中して取り組む35施策のうち、教育委員会事務局が選定した6施策に該当する28年度実施事業について、その目的達成状況について評価する。

4 点検及び評価の方法

(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動・事務	評価項目	評価の視点
教育委員会の活動	教育委員会の会議の運営・改善	●開催回数等 ●議案の審議状況 ●事務局との連携 ●運営上の工夫 ●市長部局との連携
	教育委員の研修	●研修回数等 ●研修の成果
	委員の活動状況	●教育委員会行事への参加 ●教育委員会以外の主催行事への参加
教育委員会の直接事務	外部評価	●前年度評価施策の振返り・反映
	教育振興基本計画	●教育振興基本計画の進捗検証

① 一次評価・・・教育委員会自己評価

② 外部評価・・・外部評価委員の意見（知見活用）

(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価

評価項目	評価の視点
①目的妥当性	●緊急性・必要性は高いか ●施策目的達成の手段として適当か ●公共が関与すべきものか
②効率性	●経費節減の手法はないか
③公平性	●対象や受益者負担の設定は適切か
④有効性	●成果が得られているか（目標達成度）
⑤進捗性	●計画・目的どおりに進捗しているか

5 点検及び評価から公表までの流れ

月	作業	点検・評価の方針及び考え方
5月	教育委員会課長会 各課内協議	点検評価対象の確認 点検評価対象の決定 その他協議
6月	部会(シート作成・確認) 教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価シート調整
7月	第1回外部評価委員会	外部評価委員の意見（知見活用）
8月	教育委員会課長会	外部評価委員会の報告書
	第2回外部評価委員会	外部評価報告書認定
9月	定例教育委員会	定例教育委員会への報告
	外部評価公表	議会への報告・ホームページ

6 点検・評価の公表

市民への説明責任を果たすため、本報告書を議会へ提出するとともに、ホームページへの掲載を行い、点検・評価結果の積極的公表を行う。

7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行についての点検及び評価を行うため、伊佐市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 伊佐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検及び評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検及び評価に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第2条第2号の規定は適用しない。

8 委員名簿

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する外部の方々に構成する伊佐市教育委員会外部評価委員会を設置している。

委員名簿

職 名	氏 名	備 考
委員長	南 久 憲	有識者
委 員	時 任 俊 明	有識者
委 員	横 山 初 美	有識者
委 員	大 塚 貞 敏	大口高等学校（校長）
委 員	木 場 典 子	市校長会（針持小学校長）

9 内部評価及び外部評価委員会の意見

（１）教育委員の活動

I 教育委員の活動状況

① 教育委員の選任状況

教育委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術、文化等に関して識見を有する人の中から、市長が議会の同意を得て任命している。

教育委員会構成

職 名	氏 名	任 期	備 考
委 員	永 野 治	平成 26 年 12 月 12 日 ～平成 30 年 12 月 11 日	4 期
委 員	川 原 惟 昭	平成 27 年 12 月 12 日 ～平成 31 年 12 月 11 日	4 期
委 員	長 野 則 夫	平成 29 年 3 月 27 日 ～平成 33 年 3 月 26 日	3 期
委 員	久保田 悦 子	平成 25 年 12 月 12 日 ～平成 29 年 12 月 11 日	1 期
教 育 長	森 和 範	平成 28 年 12 月 12 日 ～平成 31 年 12 月 11 日	3 期

② 教育委員会会議の開催状況

本市教育委員会の会議は、原則として毎月 25 日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。

会議では、教育行政に関する基本方針や市議会提出案件、規則、要綱の制定等重要な施策について審議を行っているほか、事務局から委員に対し、教育施策に関する各種報告、情報提供を行い、活発な議論が行われている。

なお、会議は原則として公開としている。

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月開催分

会 議	開 催 数	傍 聴 者
定 例 会	12 回（月 1 回）	0 人
臨 時 会	1 回	0 人

③ 審議状況

ア) 付議案件数

議 案	44 件
請 願	0 件
報 告	10 件

イ) 会議に付された主な案件

・ 条例制定に関するもの	8 件
・ 教育委員会規則要綱の制定又は改廃のもの	29 件
・ 各種委員会の委員の委嘱に関するもの	6 件
・ 社会教育功労者表彰に関するもの	1 件
・ 教育委員会人事に関するもの	2 件
・ 教育委員会の事務の点検・評価に関するもの	1 件
・ 教育委員会所管の一般会計予算について	1 件
・ 教育委員会所管の一般会計補正予算について	6 件

ウ) 定例会・臨時会における主な審議内容

(平成28年4月～平成29年3月)

定例会	審 議 内 容
(第4回定例会教育委員会) 平成28年4月25日	平成28年3月25日～4月24日の期間における教育長諸般の報告。 各委員が出席した、小中学校の入学式に関しての報告。菱刈中学校の入学式会場である体育館の照明が暗く改善を求める意見があった。 報告第1号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」 報告第2号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の全部を改正する告示について」 報告第3号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の制定について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
(第5回定例会教育委員会) 平成28年5月26日	平成28年4月25日～5月25日の期間における教育長諸般の報告。 学校教育課長から菱刈中学校の状況報告があり、問題に関する原因の分析、対策状況(指導補助員等による授業支援、関係機関との連携等)及び課題の説明があった。 報告第4号「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について」 議案第8号「伊佐市大口高等学校活性化基金条例の一部を改正する条例について」 議案第9号「伊佐市視聴覚ライブラリーの管理に関する規則の全部を改正する規則について」 議案第10号「伊佐市視聴覚ライブラリー機材、教材貸出し規程を廃止する訓令について」 議案第11号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」 議案第12号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」 議案第13号「伊佐市図書館協議委員の委嘱について」 議案第14号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年6月29日 (第6回定例会教育委員会)	平成28年5月26日～6月28日の期間における教育長諸般の報告。 報告第5号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）について」 報告第6号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）について」 議案第15号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則について」 議案第16号「伊佐市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則の一部を改正する規則について」 議案第17号「伊佐市国民体育大会等事務嘱託員設置要綱の制定について」 議案第18号「伊佐市学校教育指導監嘱託員設置要綱の制定について」 議案第19号「伊佐市大学進学奨励金交付要綱の一部を改正する告示について」 議案第20号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年7月25日 (第7回定例会教育委員会)	平成28年6月29日～7月24日の期間における教育長諸般の報告。 2年目を迎えた「あいさつ運動」に対し、参加者の減少など関心の低下が一部地域にみられるため、運営方法の工夫等について、委員から意見が出された。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年8月25日 (第8回定例会教育委員会)	平成28年7月25日～8月24日の期間における教育長諸般の報告。 教育委員研修会における研究課題のテーマ「学力向上」について、伊佐市の「土曜いきいき講座」での取り組みを発表した旨、教育委員から報告があった。 議案第21号「伊佐市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第22号「伊佐市一般会計補正予算（第4号）について」 議案第23号「伊佐市文化財保護審議会委員の委嘱について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年9月28日 (第9回定例教育委員会)	平成28年8月25日～9月27日の期間における教育長諸般の報告。 小学校運動会・中学校体育大会について、各委員から報告。菱刈中学校の体育大会では、生徒に対する指導の改善の兆しが伺える内容であったとの報告があった。 議案第24号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する規則の制定について」 議案第25号「伊佐市学習支援員設置要領の制定について」 議案第26号「伊佐市社会教育関係功労者表彰の被表彰者の決定について」 議案第27号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」 議案第28号「伊佐市立小・中学校職員の人事評価に係る意見の申出実施要領の制定について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年10月25日 (第10回定例教育委員会)	平成28年9月28日～10月24日の期間における教育長諸般の報告。 市青少年育成大会、中高生連携事業の「本物感動文化フェスティバル」に参加した委員から、内容や感想の報告。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年11月25日 (第11回定例教育委員会)	平成28年10月25日から11月24日の期間における教育長諸般の報告。 県民週間での学校訪問、県市町村教育委員会連絡協議会研修会について、各委員から報告。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成28年12月26日 (第12回定例会教育委員会)	平成28年11月25日～12月25日の期間における教育長諸般の報告。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に沿った、新教育長制度への移行について、教育長から説明。 報告第7号「伊佐市教育委員会教育長職務代理者の指名について」 報告第8号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）について」 報告第9号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成29年1月25日 (第1回定例会教育委員会)	平成28年12月26日～平成29年1月24日の期間における教育長諸般の報告。 成人式、剣道大会、あいさつ運動等について委員から報告。文化会館を会場としている成人式については、会場について再考を望む意見が出された。 議案第1号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第2号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第3号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第4号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱の制定について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

定例会	審 議 内 容
平成29年2月27日 (第2回定例教育委員会)	平成29年1月25日～2月26日の期間における教育長諸般の報告。 平成28年度市町村教育委員研究協議会での「いじめと不登校対策」をテーマとした分科会での成果報告と、PTA主催の教育講演会の内容について、各委員の報告。 報告第1号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」 議案第5号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）について」 議案第6号「平成29年度伊佐市一般会計予算について」 議案第7号「伊佐市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第8号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第9号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第10号「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第11号「伊佐市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第12号「伊佐市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第13号「伊佐市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令の制定について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

臨時会	審 議 内 容
平成29年3月5日 (第1回臨時教育委員会)	議案第14号「伊佐市立小学校・中学校校長及び教職員の人事について」 ○審議のあと承認。

定例会	審 議 内 容
平成29年3月27日 (第3回定例教育委員会)	平成29年2月27日～3月26日の期間における教育長諸般の報告。 委員から中学校卒業式、小学校卒業式への参加報告。 議案第15号「伊佐市障害児就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第16号「伊佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第17号「伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第18号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第19号「伊佐市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」 議案第20号「伊佐市適応指導教室指導員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」 議案第21号「伊佐市特別支援教育支援員配置規程の一部を改正する訓令の制定について」 議案第22号「伊佐市学生寮建設事業補助金交付要綱の制定について」 議案第23号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」 ○審議のあと承認。 ○提出動議なし。

④ 議事録の作成方法

要点の筆記・録音をして取りまとめ

⑤ 学校訪問並びに学校行事等への参加状況

(平成 28 年 4 月～29 年 3 月)

月 日	学 校 等	月 日	学 校 等
4 月 6 日	小学校・中学校入学式	7 月 28 日	市小学校水泳記録会
5 月 23 日	学校訪問（菱刈小・大口東小）	9 月 11 日	市中学校体育大会
5 月 30 日	学校訪問（菱刈中・本城小）	9 月 25 日	市小学校運動会（13 校）
6 月 1 日	学校訪問（曾木小）	10 月 2 日	市小学校運動会（平出水小）
6 月 2 日	学校訪問（大口中央中）	10 月 26 日	市小学校陸上記録会
6 月 13 日	学校訪問（牛尾小・羽月西小）	10 月 31 日	学校訪問（大口小）
6 月 14 日	学校訪問（田中小・針持小）	11 月 8 日	市小・中学校音楽発表会
6 月 27 日	学校訪問（平出水小・山野小）	3 月 14 日	市中学校卒業式
6 月 30 日	学校訪問（羽月小・南永小）	3 月 20 日	羽月北小開校式
7 月 4 日	学校訪問（湯之小）	3 月 23 日	市小学校卒業式
7 月 7 日	学校訪問（本城幼稚園）		

⑥ 教育委員の研修会への参加状況

(平成 28 年 4 月～29 年 3 月)

4 月 18 日	県教育行政説明会	8 月 22 日	市 管理職等研修会
5 月 12 日	始良・伊佐地区市町教育委員会 連絡協議会総会・研修会	11 月 2 日	始良・伊佐地区市町教育委員会 連絡協議会・研修視察
5 月 25 日	県市町村教育委員会連絡協議会 定期総会	11 月 8 日	県 市町村教育委員会連絡協議会 研修会
7 月 5 日	市教育委員会合同研修 （福岡県みやま市・春日市）	1 月 26 日 ～27 日	市町村教育委員研究協議会
7 月 28 日	県 市町村教育委員研修		

⑦ その他の行事への参加状況

(平成 28 年 4 月～29 年 3 月)

月 日	内 容 等	月 日	内 容 等
4 月 1 日	新年度あいさつ回り	10 月 22 日	伊佐さわやかあいさつ運動推進大会
4 月 4 日	転入教職員着任式	11 月 11 日	あいさつ運動（平出水小・湯之尾小）
4 月 13 日	あいさつ運動（曾木小・針持小）	11 月 27 日	海潮忌・文学フェスティバル
5 月 13 日	あいさつ運動（大口中央中・菱刈中）	12 月 18 日	中高生連携 本物感動フェスティバル
5 月 21 日	土曜いきいき講座開講式	1 月 3 日	市成人式
6 月 1 日	市議会本会議（委員長）	1 月 13 日	あいさつ運動（曾木小・針持小）
7 月 13 日	あいさつ運動（大口東小・南永小）	2 月 2 日	市学校保健研究大会
8 月 1 日	人権同和問題教育研修会	2 月 12 日	人権を考える市民の集い
9 月 1 日	市議会本会議（委員長）	2 月 13 日	あいさつ運動（大口小・本城小）
10 月 9 日	市民体育祭	2 月 25 日	土曜いきいき講座閉講式
10 月 16 日	中高生連携 吹奏楽フェスティバル	3 月 13 日	あいさつ運動（大口東小・南永小）
10 月 22 日	市青少年健全育成大会		

Ⅱ 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動 事務	評価 項目	評価の視点	28年度事業に対する 内部評価 (自己評価)	28年度事業に対する 外部評価 (外部評価委員の意見)
教育 委員 会の 活動	教育委員会の会議の運営・改善	開催回数等	定例会は毎月開催し教育長の諸般の報告、議事録の承認、議案審議等規則どおりの運用を行った。臨時会は、教職員の人事異動案件の内申時に開催した。	定例会では、教育行政の運営に必要な議事や課題について、審議されている。 28年度も定例会の一般傍聴者が0人となったことは残念であるが、仕事を持つ保護者が多い現状を考えれば、傍聴に行く時間を割くことも難しく、やむを得ない部分もある。また、会場が市役所庁舎の会議室ということも、雰囲気として入りづらく敬遠されるという理由が考えられる。開かれた教育委員会の一層の実現のためにも、運営上問題が生じない範囲において、コミュニティ施設等庁舎外の会場での会議の開催も検討されたい。 一方、ホームページでの閲覧で会議内容を確認することは可能であり、今後も可能な限り詳細な内容を掲載していったほしい。
		議案の審議状況	資料、議案等の事前配付により十分に内容を確認して出席した。年間54件の議案及び報告案件について意志決定をした。市長が執行権を持つ教育予算についても、審議により確認をしている。	
		事務局との連携	議案に係る必要な書類については事前確認を行っている。また、各種行事や各学校の課題については情報共有し、対策が必要なものについては担当課長に指示を行っている。	
		運営上の工夫	傍聴者の席を設け公開しているが28年度での傍聴はなかった。 議事録の公開については、28年度から市ホームページに公開しており、内容に対する問合せもあったことから、一定数の閲覧があると思われる。	
		市長部局との連携	必要に応じて随時、教育長と市長が協議できるような体制となっている。 協議の例として、市内中学校と高等学校の連携に関することは、市全体の活性化にも繋がることから、市長部局と共に対応することが多い。	

教 育 委 員 会 の 活 動	教 育 委 員 の 研 修	研 修 回 数 等	県、地区で開催される研究協議会では、ICT を活用した教育や発達障害の子どもへの理解や支援のあり方等、現在の教育の現状について研修を受けた。 県外研修では、家庭教育の柱として「あいさつ運動」を推進する福岡県みやま市と、コミュニティスクールを推進している同県春日市を訪問している。 その他、県や始良伊佐地区主催の教育委員会研修に参加し幅広く情報を収集している。	基本計画に沿った事業推進の参考となるような先進地事例を調査したうえで研修先を選択しており、実践を前提に積極的に研修を実施していると評価できる。
		研 修 の 成 果	「あいさつ日本一宣言都市」として、あいさつを中心とした家庭教育の強化に取り組む みやま市の事例を参考に、本市でも27年度から取り組んでいる「さわやかあいさつ運動」の一層の強化を行っている。一例として、運動に協力する市内の事業所を市報等で紹介することとしており、取り組みの姿勢を周知しながら市全体の運動へと繋げていく。 コミュニティスクールの研修では、春日市その他複数の先進地で研修を重ね、29年度から市内5校を指定校として試行的に学校運営協議会を設置した。あいさつ運動と併せ、家庭教育及び地域連携による教育環境の体制強化を図っている。	
	委 員 の 活 動 状 況	教育委員会主催 行事への参加	各校への学校訪問のほか、土曜いきいき講座、ふるさと学寮や中高生連携の文化事業にも参加し、学校だけでなく課外活動での児童生徒の様子を見る機会を得られるよう活動している。	学校訪問に積極的に参加しており、教育委員をはじめとした地域の見守り体制を、児童生徒に実感させる活動となっている。

	委員の活動状況	教育委員会以外の主催行事への参加	校区コミュニティの行事参加やなど、市民の一人として地域活動に積極的に参加し、地域の住民や児童生徒と触れ合う機会を作っている。	地域の特性を知ることが、各学校の特長や課題を知ることにも繋がるので、今後も市内全域の地域行事を対象として、参加を続けてほしい。
教育委員会 の 直接 事務	外部評価	外部評価を受けての平成29年度事業への反映	（「10 前年度評価施策の振り返り」参照）	
	教育振興基本計画	教育振興基本計画の進捗検証	基本計画に基づき進捗を進めている。 課題である学力向上については、指導主事や専門員の活動が強化されており、一部ではあるが向上に向けて着実に成果をあげている。また、「開かれた学校の推進」として、学校運営協議会を一部の指定学校で立ち上げ、計画が形として出現する施策も出てきた。 特別支援教育の推進では、教育支援委員会や教育相談等の充実による就学フォローを行い、教育計画へ反映できるよう連携を進めている。一方、特別支援教室の増設や備品の設置については、支援の必要な児童生徒数の動向判明時期が新年度予算要求時期と合わないことから、対応に遅れが生じないよう柔軟な予算執行体制を工夫する必要がある。 郷土文化や芸術活動、スポーツ活動については、限られた予算内での実施に努めているが、管理体制が重要となる文化財については、職員数に対し数が多いことから定期管理が困難となっており、地域管理体制の構築を進めなければならない。	平成29年度で教育振興基本計画の前期計画を終え、平成30年度以降の後期計画を策定する段階となった。 現時点での前期計画の進捗状況を確認し、成果の総括をしっかりと行ってほしい。総括の中で、継続あるいは見直しが必要な事業の洗い出しを行い、施策に反映させることを望む。

(2) 施策等

評価を行った対象事業

番号	教育振興基本計画に掲げる施策	事務事業	担当課
1	幼保小中高連携の推進	・英語教育強化地域拠点事業 ・学力向上対策事業 ・中高生連携推進事業	学校教育課
2	たくましい気力や体力を培う学校	・学力向上対策事業	学校教育課
3	読書活動の推進	・読書推進事業	社会教育課
4	スポーツ少年団活動の活性化	・スポーツ少年団支援事業	文化スポーツ課
5	地産地消の推進	・安全・安心な給食の提供事業	学校給食センター
6	学校施設の安全対策と教育環境の整備	・小・中学校小規模改修事業	総務課

1-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		幼保小中高連携の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.24 学校教育の充実	
目 的	幼・保・小・中・高の円滑な教育連携の在り方に関する研修を深めるとともに、園児児童生徒の交流の場を設定することで、今後の教育活動に資する。		
事 業	英語教育強化地域拠点事業 学力向上対策事業 中高生連携推進事業	担当課	学校教育課 文化スポーツ課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 ・スムーズな移行を目指した幼稚園・保育園と小学校の連携推進 ・教職員の資質向上を目指した各中学校区の児童生徒の交流及び教職員の交流推進 ・中・高校生の器楽・演劇等による交流推進		
	事業費 コスト	・ 幼・保・小連携事業	

1-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5	幼児児童生徒の連続した指導、一貫した教育は非常に重要な課題であると捉えている。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	本事業の推進にあたっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	市教育委員会の責務であると考える。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	関係機関との連携強化が事業の成否を成すもので、市教委の責務であると考える。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	各幼稚園・保育園と小学校の連携、市内2中学校における小中連携、高校との交流等に意義を見出している。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	子どもたちの学力向上、教員の資質向上を目指した関係機関との連携充実が図られ、その成果が現れつつある。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画通りに進捗しているが、幅広い課題の解決に向けて、今後も関係機関との連携を深めたい。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
				子どもたちの学力向上、教員の資質向上を目指した園と学校、小中高校間の連携が密になり、その成果が現れつつある。今後も家庭や地域を巻き込んだ取組の充実を図り、更なる成果が出せるようにしたい。(CSの導入)		

1-3 外部評価

外部評価委員の意見	特に療育の分野では市長部局の子ども課との連携が図られ、幼稚園及び保育園から小学校への情報連携が進んでいると評価できる。 小・中学校の連携では、二つある中学校区で別々の方法で事業を進められている。校区別の課題に応じた事業の違いと理解できるが、今後は中学校区間で情報共有しながら取り組みの検証を行い、英語を核とした小・中・高校の連携事業など効果が期待できる事業は速やかに全校区へ展開してほしい。 文化交流における中・高校の連携については、進学の地元志向を高める取組みとして評価したい。
-----------	---

2-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		たくましい気力や体力を培う学校	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.24 学校教育の充実	
目 的	児童生徒が体幹トレーニング方法を知り、定期的実践することにより基礎体力の向上を図る。また、指導者としての教職員が体幹トレーニング方法を習得し、児童生徒の体力向上の指導方法改善に努める。		
事 業	学力向上対策事業 〔体力向上プログラム事業（KOB A式体幹トレーニング）〕	担当課	学校教育課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 ・ 小学校 3 校を指定し、木場克己氏による体幹トレーニングの直接指導を行う。 ・ 小・中学校の教職員を対象に、木場氏から体幹トレーニング法を学ぶ研修会を実施する。		
	事業費 コスト	・ 体力向上プログラム事業 1,521 千円	
	目 標 (指標)	(1) 直接指導を受けた指定校では、指導していただいたトレーニングを継続して実践する。※ 年 2 回の体力テストを実施し、基礎体力の向上を検証する。 (2) 研修会を受講した教職員は、各学校において体幹トレーニング方法を周知し、各学級での指導にいかす。	
	反省・効果	3小学校（羽月小、曾木小、本城小）を指定し、木場氏より直接指導を行うことができた。また、市内小・中学校の担当者への実技研修会を実施することができた。 ・ 木場氏本人の指導は、その場で非常に効果を実感できるものであった。反面、各学校での担任等による指導では、その効果をあまり感じられず、継続することが難しかった。 ・ 指定校において年 2 回の体力テストを実施したが、飛躍的に向上した種目が少なかった。 ・ 国内外での指導をしている木場氏のスケジュール調整は非常に難しかった。 年 6 回の来市のうち 1 回を「市民体育祭における市民への指導」として予定していたが、雨天中止となり実現できず残念であった。 予算面からも、今後は伊佐市在住の K O B A トレのマスタートレーナーによる学校指導にシフトせざるを得ない。	

2-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由	
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4		生きる力の源となる体力・気力つくりのために、しっかりとした体幹をもつことは重要である。今後の健康課題とも密接に関係するものでもある。
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3		本事業の推進に当たっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4		学校での事業実施に当たっては、関係機関との連携が必要となるため市教育委員会が主体となるべきと考える。
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4		今後は伊佐市在住のマスターインストラクターの活用により、事業の継続を図りたい。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	3		木場氏の訪問回数が限られたため、指定校のみへの直接指導となった。今後は地元のインストラクターとして、派遣を希望する学校への派遣を行う。
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3		継続した取組による体力向上の効果を検証する必要がある。
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3		概ね計画通りに進捗しているが、学校や学年での取組状況に差がある。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 B	平均点数 3.43
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
		木場氏本人からの指導は、非常に専門的で、その場で効果を実感できるものであった。ただ、体幹トレーニングのため、体力向上に関しては継続して実施しなければ実証できない。今後も地元トレーナーを活用しながら継続した取組を推進し、体力向上への影響も実証したい。				

2-3 外部評価

外部評価委員の意見	担当課の内部評価にもあるように、体幹トレーニングは、専門性の高い指導力が要求され、限られた時間での研修だけで教職員に指導力を継承するには課題も多い。また、教職員が一定の指導力を身につけたとしても、体育の授業時間で実践するだけでは、体力向上に結びつくような効果は期待できない。事業の有効性を高めるためには、指導者の育成だけでなく、家庭など場所を選ばず、短時間でも気軽に体幹トレーニングを実践できるような指導方法を考え、日常的に継続させる仕組みづくりが必要である。
-----------	--

3-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		読書活動の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.27 生涯学習や文化芸術の振興	
目 的	新しい資料や情報の収集・整理を行い、市民の読書に対する意識の高揚を図り、館内・館外における読書普及・啓発活動を行う。		
事 業	読書推進事業	担当課	社会教育課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 ・ ニーズに応じた書籍の購入・提供、学校司書、ボランティア、関係団体等と連携しながらお話し会、読み聞かせ会、緑陰読書等の実施、読書推進の広報活動の充実、巡回図書配本など読書機会の充実、読書感想文・感想画コンクールの実施、ブックスタート事業による乳幼児期からの読書推進を行っている。		
	事業費 コスト	・ 図書購入費 5,000 千円 ・ 巡回配本謝金 65 千円 ・ 消耗品費（ブックスタート用絵本、新聞、雑誌等）1,200 千円 ・ 図書館ボランティア謝金 40 千円 ・ 読書研修会講師謝金 12 千円 ・ 図書館協議会出会謝金 38 千円	
	目 標 (指標)	・ 市民や子どもの「読書力」を高めるため、図書館ボランティアや学校、地域関係団体等と連携して読書活動を推進していく。	
	反省・効果	予算を最大限に活用し市民のニーズに応じた資料の収集、提供を行っている。 図書館ボランティアや学校司書等と連携し、ふれあいメルヘン広場、図書館まつり、クリスマスお話し会、緑陰読書、夏休みお話し会等を実施している。 保育所、学校等からの依頼も増えており、幼少期からの読書力向上へ向けた取り組みが図られてきている。 毎月広報紙で図書館情報の掲載を行っている。28年度から図書館だよりを発行（年3回）し、関係窓口への配布、市HPへ掲載するなどさらなる情報発信を行った。図書館ボランティアや学校司書等と連携し、図書館協議会の開催、学校司書・ボランティアとの連絡会など情報収集の場を設け、児童生徒への読書推進を図っている。巡回図書配本により広く市民の読書機会の充実を図っている。図書館の利用率が横ばいであることから、特に小・中・高校生の利用を増やす取り組みが必要である。	

3-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評 価 区 分 (指 標)		判定	理 由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	緊急ではないが、読書力向上を図ることはより知識を深め生涯学習の振興に寄与することから必要である。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	各事業を実施することにより図書に親しむ機会が提供され、読書推進の活性化と図書館利用の促進が図られることから生涯学習の振興につながる。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	現状では民間で同様の事業を行うことができるところはないため、市が実施することが望ましい。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	図書、新聞、雑誌等の購入費と最低限の事務費であり、これ以上削減はできない。活動量は削減可能であるが、効果の減を伴う。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	対象は全ての市民であることから、適切である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	学校司書、ボランティアや関係機関等と連携を図りながら館内館外とも読書に対する取組を実施しており、目標を達成している。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画・目的どおりに進捗している。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
		幼少期からの読書力向上へ向け本に親しむためのブックスタート、図書館ボランティアや学校司書等と連携し、図書館まつり等の各種事業を実施している。読み聞かせ活動は保育所、学校等からの依頼も増加している。毎月広報紙新規購入本の紹介等図書館情報の掲載を行っており、新たに28年度から図書館だよりを発行(年3回)し、市内全戸、関係窓口への配布、市HPへ掲載するなど広く市民への情報発信利用促進を行った。貸出者数は人口減の中、毎年横ばいであり一定の成果を上げていると考えられる。今後も貸出数の増進、維持を努めたい。				

3-3 外部評価

外部評価委員の意見	図書館から遠い地域には巡回配本で読書の場を提供しているとのことだが、他市で見られるような移動図書車に較べると、配本数がかなり少ない。配本の仕組みについては、市民一人あたりの本の充足率や実際の需要を勘案し、現在の取り組みで不足がないか検証が必要である。 学生の図書館利用率の向上については、自習利用など読書目的外でも図書館を利用できるようにすることが、利用率向上のきっかけにつながると思う。その点で自習利用の多い夏休み中の休館日を減らしたことは評価できる。
-----------	---

4-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		スポーツ少年団活動の活性化	
教育振興基本計画に基づく方向性		心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.28 スポーツ推進	
目 的	次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成を図るために、スポーツ少年団の普及育成と活動の活性化を目的として、補助金交付等により少年団の運営・活動を支援する。		
事 業	スポーツ少年団支援事業	担当課	文化スポーツ課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 ・ 育成補助金交付：申請書（計画書）受理→審査→概算払交付→実績報告書提出→審査→精算（交付確定） ・ スポーツ少年団開催行事支援：総会、母集団研修会、交歓大会、体力テスト、指導者研修会、県競技別交歓大会、認定員講習会の受講案内等		
	事業費 コスト	・ 伊佐市スポーツ少年団育成補助金 288 千円	
	目 標 (指標)	(1) 指導者研修会及び育成母集団会の支援 (2) 交歓大会及び体力テストの支援 (3) 県交歓大会・九州大会出場団体の支援 (4) 認定再講習会参加者への支援	
	反省・効果	スポーツ少年団活動を支える指導者や母集団については、研修会に参加することにより子供達への指導力や指導者としての資質の向上、また、団の運営を行う育成会のための母集団の活性化が図られた。 交歓大会では、市内の少年団の活動発表や先輩の体験談、スポーツテストなどにより異種スポーツ少年団員との交流を図ることができた。 県交歓大会や九州大会へ出場する団に対しては、補助金を交付し出場団体の負担軽減に努めた。近年児童の減少により活動が困難となる少年団が増加しつつあり、活動の継続を図る一つの策として、小学校単独でなく広域な団活動を推進する必要がある。	

4-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由	
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	子どもの基礎体力の低下やいじめなど今日の社会問題となっている中で、少年団活動は、次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成に必要である。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	少年期の育成において、体力向上や親睦を図り仲間づくりができる少年団活動は、これから子どもたちが成長していく段階に必要な手段であり、少年団に補助金を交付し団の負担を軽減することは妥当である。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	競技種目によっては、団員不足により単位団としての活動が厳しく、各種大会への参加など運営も厳しいことから、目的である青少年の健全育成のため費用が必要である。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	少年団育成や活動のための補助金であり、削減することで子どもたちの健全育成に要する費用も同時に削減しなければならないので、団の負担増や存続にも影響があり効果が下がる恐れがある。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	団への補助金や県交歓大会・九州大会、指導者協議会への補助となっており、事業の内容が一部受益者に偏っていることもなく、受益者負担は公平・公正である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	毎年、指導者の資質の向上と育成会の趣旨を理解してもらうための少年団の指導者及び育成会の研修会を行い、また、交歓大会・体力テストなど、健全育成に取り組んでいる。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	計画通りに進捗しているが、年々少子化により児童の数が減り、活動困難になっている少年団の解決に向けて、今後、検討する必要がある。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 A	平均点数 4.29
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
		市スポーツ少年団への補助金交付事業は、それぞれの事業ともスポーツを通して心身ともに健全な青少年に成長するという本来の趣旨を達成するために重要な成果をあげている。今後、児童の減少による団員不足での活動困難の課題を抱える少年団の再編等について検討する必要がある。				

4-3 外部評価

外部評価委員の意見	現在の団員数が平成24年度と比較して2割超減少していることは、児童数の減少が続いている状況では、やむを得ない面もある。規模縮小で活動が危ぶまれる少年団に対しては、合同の少年団を結成している事例など参考に、再編案をあらかじめ提案しておくなど、早めの対策を講じることが望まれる。 運営主体や目的が異なるクラブスポーツと少年団では、指導者に求められる資質も異なってくる。指導者研修では、引き続き青少年の健全育成に資する幅広い知識を持った指導者の育成を目指してほしい。
-----------	--

5-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		地産地消の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		安全・安心な給食の提供	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.24 学校教育の充実	
目 的	地場産の米や野菜などを活用した地産地消の推進を目的に、安全・安心な給食を提供する。		
事 業	安全・安心な給食の提供	担当課	学校給食センター
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 ・ 米飯は伊佐米（ヒノヒカリ）を使用する ・ 地場産野菜などの活用を図る ・ 地産地消推進のため関係機関との連携強化を図る		
	事業費 コスト	保護者負担のため歳出なし	
	目 標 （指標）	地産地消を積極的に推進し、安全・安心な地場産野菜等の活用を図る。	
	反省・効果	地元生産者や JA 等との連携により、収穫したての新鮮な野菜など地場産食材を優先的に取り入れた。地場産食材（米を除く）の利用率は 29.2%で前年度と比較すると 4.7%伸びた。伊佐米の利用率は 100%である。 地場産物を活用した献立を実施した。	

5-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由	
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	地場産の新鮮な野菜は、安心・安全な食材料として必要性がある。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	地場産の食材の安定的な量の確保に有効な手段である。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	3	学校給食の提供は、市の責務であり、生産者やJAとの連携を図ることで、安心・安全が保たれるので妥当である。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	給食の食材料は、保護者負担である。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	給食費の受益者負担は適切である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	米は100%伊佐米を使用し、地場産野菜等も利用されている。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	可能な限り地場産の食材を使用、年々増加しており、概ね達成されている。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
				地産地消を推進するため、地元生産者やJAなど関係機関と連携し、地場産食材の利用率は米を除くと29.2%、金山ネギや干しいたけは年間を通して利用するなど、安定した量の確保が図られた。今後も関係機関と連携して、地産地消の推進を図る必要がある。		

5-3 外部評価

外部評価委員の意見	地元産の食材の利用率を更に上げることが理想的であるが、地元生産者は小規模経営であることが多く、長期保管管理も難しいことから、学校給食用として安定した収量や品質を確保しつつ利用率も上げていくには、現状では課題も残る。伊佐市産に限らず、広く鹿児島県産の食材の利用率を上げることも、子ども達が地元特産品を知るきっかけとなるので、県学校給食会にも働きかけながら、地産地消の一層の推進を図られたい。
-----------	---

6-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校施設の安全対策と教育環境の整備	
教育振興基本計画に基づく方向性		学校環境の整備推進	
第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画		施策No.24 学校教育の充実	
目 的	児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校施設の安全を確保するために、日常的な点検・補修を行うとともに、計画的な建替、改築及び改修により教育環境を整備する。		
事 業	小・中学校小規模改修事業 中学校大規模改修事業	担当課	総務課
目 的 達 成 の 手 段	【事業内容】 ・ 日常点検に基づく適切な維持管理と計画的な屋上防水・外壁補修工事の実施 ・ 大口小学校体育館前校庭に芝生の植栽を実施 ・ 大口中央中学校のプール改築工事と周辺施設の整備		
	事業費 コスト	・ 羽月小学校校舎屋根防水工事 15,116 千円 ・ 牛尾小学校校舎屋根防水工事 10,737 千円 ・ 本城小学校校舎屋根防水工事 9,103 千円 ・ 針持小学校体育館屋根改修工事 15,765 千円 ・ 田中小学校体育館庇樋改修工事 2,038 千円 ・ 羽月西小学校体育館床補修工事 1,670 千円 ・ 大口小学校芝舗装工事 5,698 千円 ・ 大口中央中学校駐車場舗装整備工事 3,294 千円 ・ 大口中央中学校プール解体工事 8,542 千円	
	目 標 (指標)	・ 安全な学校施設の整備と、環境整備の充実	
	反省・効果	学校施設内の老朽化が進むことから、これからも危険箇所の早期発見と対策に向けた改修を施し、児童・生徒が安心して利用できる施設整備を図る。また、特別支援教育を必要とする児童生徒が在籍する小中学校については、特別支援教室の整備を進める。	

6-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由	
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5	小中学校校舎等施設の改善と老朽化による計画的かつ緊急な施設改修を実施しなければならない。	
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3	小中学校施設整備を年次計画的に実施し、その目的を達成しなければならない。	
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考ええる。	
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	老朽化により施設整備に要する経費が年々増加傾向にあり、削減は難しい。	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	市内の小中学校生が対象であり、適切である。	
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3	財政状況の縮小による財源不足により、施設整備計画に沿った予算確保は難しいが、緊急性のある改修に対しては、随時優先的に対応している。	
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	これまでの施設整備計画に基づき整備を進めているが、「事後保全型管理」から「予防保全型管理」等を基本とする手法へ転換し、財政的・物理的な条件を加味した維持管理を行う必要がある。	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			
内部総合評価		A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
		小中学校施設及び学習環境整備等を年次的・計画的に実施していると評価しているが、築年数が50年を経過している施設もあることから日常点検や法令に基づく定期点検を行い、各学校施設等(校舎)の改善を適切な時期に効率よく補助事業を導入しながら実施していく必要がある。また、伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別施設計画を平成32年度までに策定し、計画的な維持管理により施設の長寿命化を図る。				

6-3 外部評価

外部評価委員の意見	気象災害をはじめとした自然災害が各所で発生するなか、地域の避難所としての学校の役割が一層大きくなっている。既に耐震補強が完了しているが、外壁補修など老朽化への対策は引き続き必要である。遊具の維持管理についても、学校訪問などの機会を捉えて定期的な現地確認をしてほしい。老朽箇所の早期発見による予算確保、又は緊急性の度合いに応じて補正予算対応など今後も迅速な対応が続けられたい。
-----------	--

10 前年度評価施策の振り返り

評価を行った対象事業

番	教育振興基本計画に掲げる施策	事 務 事 業	担 当 課
1	情報教育の推進	・フューチャースクール推進事業	学校教育課
2	特別支援教育の推進	・特別支援教育事業	学校教育課
3	郷土に対する関心や理解の深化	・学力向上対策事業 ・教職員の資質向上推進事業	学校教育課
4	社会教育団体の支援	・社会教育推進事業 ・青少年教育推進事業	社会教育課
5	市立図書館の活用	・大口図書館管理運営事業 ・菱刈図書館管理運営事業	社会教育課
6	文化財の保存と活用	・文化財保存活用事業	社会教育課
7	コミュニティスポーツクラブの支援	・コミュニティスポーツクラブ支援事業	文化スポーツ課
8	学校給食センターの円滑な運営	・安全・安心な給食の提供事業	学校給食センター
9	学校施設の安全対策と教育環境の整備	・菱刈小学校建替事業 ・中学校大規模改修事業 ・小・中学校小規模改修事業	総 務 課

①

評価施策名	情報教育の推進
事務事業	・フューチャースクール推進事業
内部評価総括	市では、ICT 機器活用推進担当者会を 3 回実施し、ネットトラブルの予防や対処法等について研修や外部講師を招聘し、ICT 機器等を活用した授業についての研修を行った。また、先進校視察を行い、ICT 機器の効果的な活用による授業の在り方や研修体制の充実に向けた取組について学ぶことができた。成果が現われるためには、ICT 機器を効果的に十分活用するとともに、今後も情報教育が推進されるよう、研修を深める必要がある。
外部評価意見	電子黒板やプロジェクターなど導入が進み、授業の質、効率も向上していることから、ICT 機器の活用の効果が出てきているが、プロジェクター接続に対応した大型ディスプレイ機器が不足しているなど学校現場の課題も挙がっているため、引き続き可能な範囲で周辺機器の整備も検討されたい。 一方、情報機器に触れる機会の増加に伴い、児童生徒がネットトラブル等に巻き込まれる例も急増している。使う側としての情報モラル教育に、一層の努力、強化を早急に検討してほしい。
平成 29 年度事業への反映	各校（特に中学校）において、ネットポリス鹿児島等の専門機関の方を講師に招き、情報モラル教室の開催を推進している。 本年度、タブレット整備後に ICT 機器活用推進担当者会を開催し、学校での有効活用についての研修会を開催する。

②

評価施策名	特別支援教育の推進
事務事業	・特別支援教育事業
内部評価総括	「日本一子育てにやさしいまちづくり」を目指し、関係機関と連携して各事業を実施している。今後も更に連携を密にして、安心して子育てができる環境の整備を図る必要がある。 特に、対象児童生徒の増加に伴い、適切な就学について関係機関と連携して厳正に判断し、一人ひとりの教育的ニーズを明らかにして、充実した教育活動が展開できるようにしなければならない。
外部評価意見	特別支援教育を必要とする児童生徒が全国的に急増する中で、伊佐市では特別支援教育支援員を増加する措置をとっており、県下でも人口規模に比しての支援員数という面では充実していると評価できる。 また、対象となる児童生徒の情報について、支援シートの活用を図り、幼保・小・中学校から高校までを包括的に連携させるなど支援体制の整備も重要である。
平成 29 年度事業への反映	特別支援教育支援員の資質向上のための年 2 回の研修内容の充実と配置校への学校訪問を行い、情報交換や指導を行う。 移行支援シートについては、確実な引継ぎがなされるよう市幼・保・小連絡会において各幼稚園・保育園へ具体的に説明して依頼をする。また、各小・中学校

	へは、管理職研修会や特別支援教育セミナーの場で詳しく説明を行う。
--	----------------------------------

③

評価施策名	郷土に対する関心や理解の深化
事務事業	・学力向上対策事業 ・教職員の資質向上推進事業
内部評価総括	学校においては、指導体制も整い、様々な学習の機会や取組の場が設定され、目的の達成に向けて計画的に実践がなされている。また、成果の発表や表彰の場などを与えることで、年々、取組も充実し、伊佐のふるさと教育の具現化にふさわしい事業として定着している。
外部評価意見	日頃の風景や体験から俳句を創作したり、検定を機に郷土の知識を深めることは、児童生徒にふるさとへの愛着と誇りをもたせるきっかけづくりとして、非常に効果が期待できる試みといえる。検定問題の指導を通じて、児童生徒に接する教員も伊佐市への理解を深めることができ、施策の目標とする地域への誇りや愛着の育成に一層の相乗効果が見込めるため、今後も工夫を重ねながら継続してほしい。
平成 29 年度事業への反映	学校訪問時や管理職研修会等を通して、情報提供や郷土に関する学習の機会づくりを指導する。また、表彰にあたる賞賛の方法も工夫してさらに事業を展開する。

④

評価施策名	社会教育団体の支援
事務事業	・社会教育推進事業 ・青少年教育推進事業
内部評価総括	女性団体はそれぞれ自主的な研修活動を行いボランティア活動や地域興しを行い活発に活動しており社会貢献がなされている。PTA 活動も単位 PTA を中心に活発な活動を行い連絡協議会で相互の連携を行い研修活動を行っている。教育委員会は活動の支援、研修の場（施設）の提供をしている。
外部評価意見	各団体の自主的な活動を損なわない範囲で、これまでどおり施設利用料の免除など可能な支援を継続してほしい。 女性団体の一部は、新規会員が少ないため高齢化が進むなど、将来の活動継続が危ぶまれる状態となりつつあることが懸念される。
平成 29 年度事業への反映	PTA 活動では、市 P 連の役員会や母親委員会などに利用する施設の利用活用や利用料の免除など継続して支援し、資料の印刷など役員の負担軽減を図る。 女性団体については、講演の講師の選定など団体の会議運営をサポートし、団体活動を連携して支援する。

⑤

評価施策名	市立図書館の活用
事務事業	・大口図書館管理運営事業 ・菱刈図書館管理運営事業
内部評価総括	図書館システム導入により、両図書館の蔵書検索や相互貸出返却可能となり貸出可能の本の数も増やしたため、利用者への利便性が図られ、利用者、貸出冊数も増加傾向にある。読書推進活動は、図書館ボランティア等と連携し、ふれあいメルヘン広場、図書館祭り、お話し会等を実施し、保育所、学校等からの依頼も増え、幼少期からの読書力向上へ向けた取り組みが図られた。 また、基金を活用し、海潮忌・文学フェスティバル、海音寺文学講座を実施しており、文学フェスティバルの応募数は増加傾向にある。今後も基金を有効に活用しながら、海音寺潮五郎の偉業を顕彰し、文芸活動の振興と生涯学習を推進するよう、継続して事業を実施する必要がある。
外部評価意見	司書を通じて学校と図書館が十分に連携されていることは評価できる。図書館ボランティアの協力を得て実施している各種読み聞かせ活動も好評であり、幼少期から本に慣れ親しむ取組が浸透してきているものといえる。更に、市立図書館の本を保育所、学校、事業所等に配本する巡回図書は、図書の有効活用を図りながら、多くの児童生徒や市民に質の高い読書の機会を与えるものとして、今後も優先して継続してほしい。
平成 29 年度事業への反映	継続して学校司書、図書館ボランティアと連携を図りながら読み聞かせ活動の充実を図る。またより多くの児童生徒、市民へ読書の機会を与えるよう各事業を展開していく。

⑥

評価施策名	文化財の保存と活用
事務事業	・文化財保存活用事業
内部評価総括	27 年度は、祁答院家住宅の茅葺き屋根の全面葺き替えを 36 年振りに行い、新納忠元廟についても祠の建替え及び周辺環境整備を行うなど保全を行った。埋蔵文化財については開発部局と調整を行いながら適宜発掘調査等を実施し、記録保存を行っている。国・県・市指定文化財が 59 件、場所も広範囲に点在していることから、定期的な巡視ができず、敷地内の雑草の繁茂や、標柱や案内板が壊れているケースもあるため、資料館専門員等と連携しながら定期的な巡視等を行い確認作業が必要である。報償費等を有効に活用し、地域の文化財は地域で保存管理を行う仕組みを構築する必要がある。
外部評価意見	指定文化財の数や配置から、教育委員会の職員だけで適切な管理を行うのは困難となっており、大きな課題である。内部評価でも触れているように、地域のコミュニティ組織等による管理体制を構築することが必要といえる。現在では菱刈地区の一部に留まっている、地域住民による管理協力の仕組みを、市全体に広げられるよう、体制の構築に向けて検討されたい。なお、茅葺き屋根の葺き替えのような工事の様子は、児童生徒にとってなかなか目に触れる機会がないものであり、大口小学校

	児童が社会科見学をした祁答院家住宅改修の事例のように、今後も可能な範囲で文化財保存の現場を学習する機会を設けるよう検討してほしい。
平成 29 年度 事業への反映	地域と連携しながら文化財の適正な保存管理を行っていく体制を構築する。また児童生徒が文化財に触れる機会多く得られる事業の検討を行う。

⑦

評価施策名	コミュニティスポーツクラブの支援
事 務 事 業	・ コミュニティスポーツクラブ支援事業
内部評価総括	コミュニティスポーツクラブは、大口健康スポーツクラブとひしかりがらっぱスポーツクラブがあるが、大口健康スポーツクラブは現在活動停止している。活動しているひしかりがらっぱスポーツクラブは、年間を通したスポーツ教室や毎年ソフトバレー大会などを長年にわたり自主的・主体的に継続的な開催運営を行い、地域の活性化や大会参加団体との親睦や交流づくり、健康や体づくりに寄与している。また、スポーツを通してクラブ活動に対する地域住民への理解や信頼も高まり、積極的な活動を行っている。
外部評価意見	コミュニティスポーツクラブで活動している会員の平均年齢は 50 代前後ということだが、会員の減少傾向が懸念される。コミュニティスポーツクラブは、地域コミュニティのスポーツ活動の核として重要な存在であるが、指導者不足など課題も多い。引き続き、クラブの自主活動に対して施設利用の優遇措置などで支援しながら、市主催の健康事業とも組み合わせ、より有意な活動となるよう多彩な支援を検討されたい。
平成 29 年度 事業への反映	コミュニティスポーツクラブは、生涯スポーツ活動の核として重要な存在であり、引き続き安定的な活動拠点としての体育施設利用の使用料減免等の優遇措置を行い、併せて会員の確保についても協力していく。また、市の地域介護予防活動支援事業の委託（転倒予防教室）を受けて健康事業などスポーツ活動以外の活動にも広げており、今後も安定した運営が出来るよう協力していく。

⑧

評価施策名	学校給食センターの円滑な運営
事務事業	・安全・安心な給食の提供事業
内部評価総括	職員の安定確保を図り、適切で厳正な衛生管理を実施して、安全・安心な給食の提供を実施し、食物アレルギーのある児童・生徒へも個別に対応するなど多様な給食の提供ができた。また、給食費未納対策にも取り組み負担の公平性を図った。 今後も、引き続き職員の衛生管理の研修会等を実施して、給食センターの円滑な運営を図る。
外部評価意見	学校現場からは、肉などの食材に十分火が通っていないといった調理ミスや異物混入などの事案の報告はなく、味も含めて好評を得ており、安全安心な給食の提供が続けられていると評価できる。職員の衛生研修から設備保守まで、円滑な運営がなされている証左である。今後は、別施策である「地産地消の推進」関連の事業とも組み合わせ、食材調達に関する運営にも一層の工夫を期待したい。
平成 29 年度事業への反映	平成 29 年度も適切な衛生管理のもと、安全・安心な給食の提供を実施し、給食センターの円滑な運営を図る。地産地消により安全で新鮮な季節の食材を調達するなど、食材調達の安定した運営を図る。

⑨

評価施策名	学校施設の安全対策と教育環境の整備
事務事業	・菱刈小学校建替事業 ・中学校大規模改修事業 ・小・中学校小規模改修事業
内部評価総括	小中学校施設及び学習環境整備等を年次的・計画的に実施していると評価しているが、今後も施設の老朽化が進むことで児童生徒への危険性が増すため、さらに各学校施設等（校舎）の改善を適切な時期に効率よく実施していく必要がある。また、施設の築年数が 50 年を経過している施設もあり、日常点検の強化を図りつつ、国の長寿命化の方針を踏まえ、補助事業を導入しながら整備を進めていきたい。
外部評価意見	築年数の経過で老朽化が進む中、校舎等の耐震工事は終了させていることは評価できる。一方で、大雨の際に、各校で雨漏りが頻発している状況であり、一部の学校施設が市指定避難場所であることを踏まえれば、適切な状態とはいえない。内部総合評価にもあるように、施設の長寿命化に向けた整備計画の早期策定と併行して、日常点検の強化による早期改修に努めて欲しい。
平成 29 年度事業への反映	伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別施設計画作成までの間は、従来の整備計画により実施する。また、学校施設内の危険箇所を日常点検等において早期発見に努め、その後の対策に向けて予算措置をしていく。

(参考) 教育振興基本計画における策定後 5 年間に集中して取り組む施策(抜粋)

伊佐市教育振興基本計画：平成 25 年 3 月策定

基本目標

10年間を通じてめざすべき教育の姿

「伊佐のふるさと教育」の推進

- (1) 地域と学び、未来に生かす人づくり
- (2) 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

伊佐市教育の基本方針

- ① 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育
- ② 社会の変化に柔軟に対応する教育
- ③ 学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力
- ④ 人・地域が活性化する交流の促進
- ⑤ 人権同和教育の推進



基本計画

5年間に集中して取り組む施策

生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成	互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興	郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用	心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進	安全・安心な給食の提供	学校環境の整備推進	人権同和教育の推進
① 確かな学力を身につける学校 ② いじめなどの問題行動への対応 ③ 不登校児童生徒への対応 ④ 情報教育の推進 ⑤ 特別支援教育の推進 ⑥ 幼保小中高連携の推進 ⑦ 開かれた学校の推進	① たくましい気力や体力を培う学校 ② スポーツ少年団活動・中学校部活動の活性化 ③ 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進 ④ 家庭の教育力向上 ⑤ 読書活動の推進 ⑥ 学校保健及び安全の推進	① 市民講座・自主学習講座の活性化 ② 社会教育団体の支援 ③ 自主文化活動の支援 ④ 社会教育と地域コミュニティとの連携 ⑤ 市立図書館の活用	① 文化財の保存と活用 ② 郷土民俗芸能の継承 ③ 歴史資料館の整備と活用 ④ 郷土に対する関心や理解の深化 ⑤ 海音寺潮五郎記念事業の実施	① 各種競技力の向上 ② コミュニティスポーツクラブの支援 ③ 市民体育祭・ふれあい駅伝・レクリエーション大会等の実施 ④ 特色あるスポーツの振興	① 学校給食センターの円滑な運営 ② 食育の推進 ③ 地産地消の推進	① 適切な学習環境整備のための中学校再編成の推進 ② 学校施設の安全対策と教育環境の整備 ③ 魅力ある高校づくりの支援	① 人権問題への正しい認識と理解 ② 人権同和教育の充実